

平成 28 年度県民意見の提出状況について

宮 城 県

平成 28 年度に行っている川内沢ダム建設事業の公共事業再評価に係る県民意見の提出状況等は、以下のとおりです。

記

- 1 意見募集期間
平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 28 年 12 月 1 日（木）まで
- 2 意見提出方法
郵便，ファクシミリ，電子メール
- 3 関連情報の提供手法及び周知方法
 - (1) 関連情報の提供手法
 - イ インターネット（県ホームページ）
 - ロ 県政情報センター（県庁）での公表
 - ハ 県政情報コーナー（仙台以外の各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所）での公表
 - ニ 宮城県議会図書室での公表
 - (2) 周知方法
 - イ みやぎ県政だより
11 月・12 月号「県からのお知らせ」欄に掲載
 - ロ ラジオ
Date fm「アラウンド・ザ・ミヤギ」 放送 3 回
11 月 9 日（水），23 日（水），29 日（火）の放送枠内
 - ハ メールマガジン
宮城県メールマガジン「メルマガ・みやぎ」第 636 号（11 月 4 日発行），第 637 号（11 月 11 日発行），第 638 号（11 月 18 日発行）
 - ニ フェイスブック
宮城県フェイスブック（11 月 5 日投稿）に掲載
 - ホ 市町村広報紙
広報なとり 11 月号に掲載
 - ヘ チラシ配布
 - (イ) 県庁総合案内，県庁県政広報展示室，各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所でのチラシ配布
 - (ロ) 名取市役所でのチラシ配布
 - ト 地上デジタルデータ放送
宮城テレビ放送「県市町村からのお知らせ」（11 月 1 日～30 日）に掲載
- 4 意見提出件数
1 件

5 提出された意見の概要

意見の概要	
<p>川内沢ダム建設には反対である。</p> <p>〔理由〕</p> <ol style="list-style-type: none">1 川内沢川は、小さな川であり、ダムに対応できる規模ではない。集中豪雨によりダムが満水になり、今の川内沢川に放水された場合、川内沢川やその流域はどうなるのか。 仙台空港付近の流域については河川改修を行っているのに、なぜ上流のダム建設予定地付近から仙台空港付近までの流域については河川改修を行わないのか。 また、ダムを造っても、河川改修を行っても、集中豪雨が仙台空港を襲わない保障はないため、建設費用は無駄になるのではないかと。2 地権者の組合からの文書に記載されている入会権に関する内容には、法的根拠はあるのか。 組合の特定役員・総会には、共有林の登記を抹消する権限はあるのか。 地権者との交渉については、県河川課の職員など関係する公務員が直接行うべきである。3 ダム建設予定地の「笠島」地区は歴史が深く、平安時代の藤原実方中将、道祖神社、歌人の西行法師、松尾芭蕉が登場する土地であり、近代的なダムは、歴史を台無しにしてしまうので、ふさわしくない。4 ダム建設予定地の「愛島」地区はまとまりがなく、他の地区のことには無関心であり、反対者がいないから、ダムが造り易い土地なのだと思う。	

6 事業担当課の見解

事業担当課の見解	
<ol style="list-style-type: none">1 川内沢川では、たびたび洪水被害が発生しており、ダムによる治水効果が有効であると考えております。 ダムでは、ダムに流入する洪水の一部を一時的に貯水池に溜め、川へ流れる水量を絞り、洪水時の水位上昇を軽減します。仮に計画規模以上の洪水により、溜められる容量が一杯になった場合でも、ダムに流入する洪水より多い水量を川に流すことはありません。その際は、ダムに流入する洪水と川に流れる水量が等しくなりますが、それまでダムに貯留されたことによる軽減効果が有効であると考えております。 河川改修については、洪水被害の軽減を図るため、「一級河川名取川水系増田川圏域河川整備計画」において、ダムも含めて整備計画が策定されております。中流域では、横断するJR東北本線と国道4号を供用しながら施工する必要があり、技術的に高度な検討や、関係機関との調整に時間を要することから、まずダムを優先して施工することで、ダム下流の治水安全度を早期に向上させる必要があると判断しているものです。 集中豪雨であっても、洪水被害を軽減するためには、ダム建設は必要と判断しております。	

2 地元の組合で行われている「入会林野整備」の法的根拠は、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）であり、農林業上の利用増進のため、入会権を消滅させ、これに伴い所有権等を設定、移転又は消滅させるものです。

「入会林野整備」は、入会権を有する全員の合意によって整備計画等を定め、管轄する都道府県知事の認可を受けて行われるものであり、共有林の登記を抹消する権限についても、その手続の一環として行われるものです。

入会権は、原則として共有地を利用するため地域内に居住している方が持つ権利であり、「入会林野整備」については、その地域の入会権者の合意に基づいて行われるものであって、県が実施するものではありません。

3 ダム建設予定地は、藤原実方中将や西行法師、松尾芭蕉に関連する道祖神社等から距離もあることから、影響はないと考えております。

4 県民の皆様へ、ダム事業に対して御理解と御協力をいただけるよう情報発信に努めてまいります。

（土木部河川課）